

令和7年
4月
第56号

あさひ 農委だより

編集・発行
旭市
農業委員会
電話
0479-74-7187



終身の年金で将来の安心を！

旭市上永井 宮内 勇弥さん 夫妻
友美さん

昨年、ご夫婦で農業者年金に加入した宮内勇弥さん、友美さん夫妻。

現在、親子3世代で農業を営む勇弥さんは、20歳から農業に従事し、17年になるとのことです。

主な農作物は、キャベツ、リーフレタス、メロンなどで、今の時期はメロンの苗植えの最盛期。

貴味メロンのほか、形もよく贈答品としても需要の高いオルフェメロンも作っているとのこと。

今回、ご夫婦で農業者年金に加入をしていただいたきっかけをお伺いしました。

勇弥さんは、加入者であったお父さんの健一さんの勧めもあり、現在の農業者年金制度の内容を検討してみたところ、多くのメリットを知り、関心が湧いたそうです。特に、終身で受給できる農業者年金は、老後の生活への備えとなり、安心につながることが、一番の魅力と語ってくれました。

今回の加入をきっかけに、今後は同年代の若い世代にも、自分たちが加入した経緯や、農業者年金のメリットなど伝えたいと話してくれました。

旭市賃借料情報 (令和6年中に締結された賃貸借における水準)

単位：円/10a

地 域		平均額	最高額	最低額	データ数
旭 地 区	田	23,200円	32,400円	10,000円	23
	畑	14,800円	25,000円	5,000円	57
海上地区	田	32,400円	32,400円	32,400円	27
	畑	19,700円	32,400円	13,300円	11
飯岡地区	田	(14,300円)	(15,000円)	(12,100円)	(37)
	畑	15,200円	20,000円	10,000円	5
干潟地区	田	22,800円	32,400円	10,000円	51
	畑	10,900円	12,000円	10,000円	7
(参考)旭市平均	田	25,800円			
	畑	14,900円			

- *1 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg 当たり 21,600 円に換算してあります。
 *2 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。
 *3 「(参考)旭市平均」の平均額は、各区分のデータ数に基づき算出した値です。
 *4 平均額の算定に当たって、著しく高額または低額のものは除いてあります。
 *5 飯岡地区の「田」の弧書きについては、令和6年分の取引がないため、令和5年分のデータを掲載しています。

令和7年度 旭市農作業標準賃金及び標準農作業料金表

	区 分	金 額	備 考
農作業賃金 (消費税は 含まない)	水田作業一般	9,100円	1日当り 実働8時間(手作業) 賄い回数2回
	畑作業一般	9,100円	1日当り 実働8時間(手作業) 賄い回数2回
機械による 農作業料金 (消費税は 含む)	水田耕起(トラクター)	6,500円	10アール当り
	水田代かき(トラクター)	7,200円	10アール当り ドライブハローを使用した仕上げ
	畦塗り(トラクター)	41円	1m当り
	植付(田植機)	8,100円	10アール当り 苗費は含まない
	刈取・脱穀(コンバイン)	20,800円	10アール当り 籾運搬費用は含まない
	乾燥・調製	3,100円	60kg当り 籾摺り含む
	刈取・乾燥・調製	42,600円	10アール当り 籾運搬費用含む
	育苗	850円	1箱当り
	肥料散布(ブロードキャスター)	1,300円	10アール当り
	畑耕起	6,500円	10アール当り

〈表の見方〉

この表は、農作業を依頼するときの目安となるものですので、農地の状況により依頼者と受託者双方で十分話し合ってください。

農地法許可申請等の手続について

令和7年度農地法許可申請等に係る農業委員会総会等の日程につきましては、左表のとおり予定しております。

申請受付期間は、毎月16日から20日（土・日・祝日を除く）です。申請の際は、事前相談のうえ手続きをお願いします。

受付期間（土・日・祝日を除く）	総会開催予定日
令和7年3月17日(月)～19日(水)	令和7年4月4日(金)
令和7年4月16日(水)～18日(金)	令和7年5月7日(水)
令和7年5月16日(金)～20日(火)	令和7年6月5日(木)
令和7年6月16日(月)～20日(金)	令和7年7月4日(金)
令和7年7月16日(水)～18日(金)	令和7年8月5日(火)
令和7年8月18日(月)～20日(水)	令和7年9月5日(金)
令和7年9月16日(火)～19日(金)	令和7年10月6日(月)
令和7年10月16日(木)～20日(月)	令和7年11月5日(水)
令和7年11月17日(月)～20日(木)	令和7年12月5日(金)
令和7年12月16日(火)～19日(金)	令和8年1月6日(火)
令和8年1月16日(金)～20日(火)	令和8年2月5日(木)
令和8年2月16日(月)～20日(金)	令和8年3月6日(金)

*農地法第4条・第5条関係（農地転用）につきましては、千葉県知事の許可となるため、事前相談のうえ、申請書や添付書類に不備や不足がないよう余裕をもって、手続きをお願いします。



4月から農地の貸借方法が変わります。

農業経営基盤強化促進法の改正による、地域計画の法定化に伴い、令和7年4月から、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定」が廃止となり、原則として農地中間管理機構（千葉県園芸協会）を経由した農地の貸借「農地中間管理事業」か、「農地法第3条」による貸借となります。

※「農地中間管理事業」による貸借は、契約期間満了後に返還されますが、「農地法第3条」による貸借権は、農業委員会で解約の手続きをしなければ、自動継続されます。

【お問い合わせ】 農業委員会事務局 ☎0479-74-7187

旭市農業委員会視察研修会



▲旭市産のきゅうり

2月18日(火)に、豊洲市場の視察研修を実施しました。平成30年に築地より移転した豊洲市場は、青果と水産がひとつとなった卸売市場であり、今回、青果部門の東京シティ青果(株)を視察しました。

東京シティ青果(株)は青果物専門商社として、産地と販売先をコーディネート、社会における豊かな食生活の実現と食文化を発信しており、委員は市場職員の説明に熱心に耳を傾けました。

また、燃料費や資材等の高騰による影響が価格に反映されにくい農産物について、適正価格での流通課題など、意見交換を行いました。

農業者年金で、安心して豊かな老後を!

農業者年金は、農業者のための安定した積立方式の公的年金です。

◎次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ① 国民年金第1号被保険者であること
- ② 年間60日以上農業従事者
- ③ 60歳未満であること



農業者年金を受給している方は、現況届の提出を忘れずに!

農業者年金を受給している方には、5月末に、農業者年金基金から「現況届」の用紙が郵送されます。必要事項を記入の上、必ず期限までに農業委員会事務局まで提出してください。

提出されない場合は、年金の差し止めとなる場合もありますので、忘れずにお願いします。

【提出期間】 6月1日から6月30日まで

【お問い合わせ】 農業委員会事務局 ☎0479-74-7187

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金

